SHIGIRA RESORT

SEVEN MILES

【シギラセブンマイルズリゾート宿泊約款】

2025年3月1日に改定を行っております。取消料に関する内容につきましては、ご予約日が改定日前と以降で適用内容が異なっておりますのでご注意下さい。

〈目次〉 ※各ホテル名をクリックしてください

>	<u>ザ シギラ</u>
>	ホテル シギラミラージュ
	・ <u>ベイサイド/プールヴィラプレミア</u> P12
	・ <u>ビーチフロント</u> P22
>	シギラベイサイドスイート アラマンダーーー P32
>	<u>アラマンダ インギャーコーラルヴィレッジ</u> P43
>	<u>ホテルブリーズベイマリーナ</u> P53
>	<u>ホットクロスポイント サンタモニカ</u> P63
>	<u>ホテル シーブリーズコーラル</u> P63
>	ウェルネスヴィラ ブリッサP53

〈2025年3月改定〉



宿泊約款

ザ シギラ

(運営会社:株式会社南西楽園リゾート)

(適用範囲)

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 2. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。 1.-2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該料金に基づいた宿泊契約の申し込みに対して、当該料金が誤りであることを当ホテルが認識せずに承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消しさせていただきます。この場合、申込者に対して、速やかにその旨の通知を差し上げます。

- 1.-3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
- 2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)

の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室より客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。



(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするお それがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1) -2 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (9) 宿泊契約成立後に第 5条(10) に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条1.-2に該当し、当ホテルからの通知に対し、直ちに応じなかったとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、取消料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30% (午後 2 時まで)
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50% (午後5時まで)
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100% (午後5時以降)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の全額を申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害 を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を 求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失 がある場合を除き、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

1.-2 当ホテルは、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできません。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

- 2.-2 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるのとします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

1.-2 ホテル客室内及びベランダにおいて喫煙(電子タバコ、加熱式タバコを含む)された現場を目撃、もしくは喫煙された痕跡が発見された場合、当ホテルは当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金 5 万円及び禁煙客室としての販売が不可能であった期間における料金を、請求させていただきます。

1.-3 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に享受するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(カスタマーハラスメント行為について)

第 19 条 当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これを「カスタマーハラスメント行為」として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。

- 2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定されません。
- (1) 身体的な攻撃(暴行、傷害など)や、精神的な攻撃(脅迫、暴言、中傷など)に該当する行為
- (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求 (障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を超える要求を含む)
- (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
- (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為(長時間の電話や拘束も含む)
- (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
- (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補償の要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む)
- (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
- (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為(従業員の氏名 やプライバシーを侵害する行為も含む)
- (8) 特定の従業員への付きまといや監視行為
- 3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償を請求することができます。

(施設利用における免責事項)

- 第 20 条 当ホテル内のプール、ジム、スパ、その他の付帯施設(以下「施設」)の利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任でご利用いただくものとし、利用者が施設内で負傷・事故等を被った場合、当ホテルはその責任を負いません。ただし、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除きます。
- 2. 施設内での利用者同士のトラブルや、利用者の不注意による事故についても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。安全にご利用いただけるよう、各施設のルールや注意事項を遵守してください。
- 3. 当ホテルは、施設の使用にあたり、利用者の健康状態や体力に対する考慮を負う義務を負いません。ご自身の体調に合わせて、安全に無理のない範囲でご利用ください。
- 4. 施設の設備破損、汚損、故障等によって利用が制限される場合がありますが、その際の代替提供や損害賠償はいたしかねますのでご了承ください。

(インターネット環境利用における免責事項)

第 21 条 当ホテルが提供するインターネット接続サービス(Wi-Fi、ホテル備え付けのスマートテレビの利用を含む、以下「インターネットサービス」)は、宿泊者の便宜を目的とするものであり、その接続の安定性や通信速度、セキュリティについて保証するものではありません。

- 2. 宿泊者がインターネットサービスの利用中に発生したウイルス感染、不正アクセス、情 報漏えい、通信の中断や速度低下等の問題について、当ホテルは一切の責任を負いません。
- 3. 宿泊者がインターネットサービスを利用するにあたり、第三者への迷惑行為や違法行為、 公序良俗に反する行為、不正アクセス等を行った場合、 当ホテルはインターネットサービス の利用を制限または停止する権利を有します。また、これらの行為によって当ホテルや第三 者が損害を被った場合、当該宿泊者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- 4. 当ホテルは、インターネットサービスの利用に際し、宿泊者が必要とするソフトウェア やハードウェア、セキュリティ対策についてのサポートは行いません。 宿泊者ご自身の責任 において、安全な環境でご利用ください。

(感染症対策への協力について)

第 22 条 当ホテルでは、宿泊客および従業員の健康と安全を守るため、感染症の予防およ び拡散防止に必要な措置を講じております。宿泊客には、以下の感染症対策へのご協力をお 願いしております。

- 2. 当ホテルは、必要に応じて以下の対策を実施し、宿泊者に協力を求める権利を有します。
- (1) 手指消毒、マスクの着用、検温、健康状態の確認
- (2) 共有スペースにおける密集回避やソーシャルディスタンスの確保
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合は、速やかにホテルスタッフへ 申し出ていただくこと
- (4) 必要に応じて、他の宿泊者や従業員への感染防止のために、隔離措置や医療機関への受 診をお願いする場合があります
- 3. 宿泊者が前項の感染症対策にご協力いただけない場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退 去を求める権利を有します。また、当該行為により他の宿泊者や従業員に損害が生じた場合、 その損害の賠償を請求する場合があります。

(管轄裁判所と準拠法)

第 23 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホ テルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判 所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条1 項及び第12条1 項関係)

	内訳		一般消費稅
		(1)基本料金(室料)	
	宿泊料金	(2)サービス料 (1)×10%	(1+2)×税率
		(3)税金	
	飲食料飲	(4)飲食料又は追加飲食料	
宿泊客が支払うべき額		(5)サービス料 (4)×10%	(4+5)×税率
旧川台が又払うへき領		(6)税金	
	その他	(7)電話・FAX	
		(8)ランドリー料	(7)、(8)、(9)× 税率
	- C 07 B	(9)その他宿泊に付随する料金	(7)、(0)、(3) ^ (优华
		(10)税金	

備考

1.基本宿泊料金は料金表によります。税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。 2.税金は外税方式といたします。

別表第2取消料(第6条2項関係)

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	2日前	9日前	20日前	30日前
1~14名	100%	100%	100%	80%	50%	20%	
15名~	100%	100%	100%	100%	80%	50%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

備考

備考

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。

- ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
- 連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。

< 2025 年 2 月 28 日以前のご予約に適用>

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	2 日前	9日前	20日前	30日前
1~14名	100%	100%	100%	80%	50%	20%	
15名~	100%	100%	100%	100%	80%	50%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数 | 取消規定 >

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は 取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

付則

第 1 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。

第 2 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日、宿泊約款第 2 条 1.-2、第 3 条 1.-2、同条 1.-3、第 5 条 (3) -2、同条(10)、第 7 条 1 項 (1) -2、同条同項(9)、同条同項(10)、第 15 条 1.-2、同条 2.-2、第 18 条 1.-2、第 19 条を各新設し、第 3 条 1 項、同条 2 項、第 6 条 2 項、第 7 条 2 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条 3 項、第 14 条 2 項及び第 17 条の各一部を改正し、同日施行する。

第 3 条 当ホテルは、令和 5 年 10 月 1 日、宿泊約款第 18 条(宿泊客の責任)1-2 を新設し、同日施行する。

第 4 条 当ホテルは、令和 7 年 3 月 1 日、宿泊約款第 19 条 (カスタマーハラスメント行為について)、第 20 条 (施設利用における免責事項)、第 21 条 (インターネット環境利用における免責事項)、第 22 条 (感染症対策への協力について)を各新設し、別表第 2 取消料を改正し、同日施行する。

〈ザ シギラ 以上〉

THE SHIGIRA



宿泊約款

ホテル シギラミラージュ

「ベイサイド/プールヴィラプレミア」(運営会社:株式会社南西楽園リゾート)

(適用範囲)

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 2. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。 1.-2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該料金に基づいた宿泊契約の申し込みに対して、当該料金が誤りであることを当ホテルが認識せずに承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消しさせていただきます。この場合、申込者に対して、速やかにその旨の通知を差し上げます。

- 1.-3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
- 2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)





の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室より客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。





(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするお それがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1) -2 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (9) 宿泊契約成立後に第5条(10)に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条1.-2に該当し、当ホテルからの通知に対し、直ちに応じなかったとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、取消料としてお支払いいただきます。





(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30% (午後 2 時まで)
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50% (午後5時まで)
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100% (午後5時以降)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。





3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の全額を申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害 を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を 求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失 がある場合を除き、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

1.-2 当ホテルは、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできません。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

- 2.-2 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に 定める物品については、その責任を負いません。
- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)





(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるのとします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

1.-2 ホテル客室内及びベランダにおいて喫煙(電子タバコ、加熱式タバコを含む)された現場を目撃、もしくは喫煙された痕跡が発見された場合、当ホテルは当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金 5 万円及び禁煙客室としての販売が不可能であった期間における料金を、請求させていただきます。

1.-3 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に享受するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(カスタマーハラスメント行為について)

第 19 条 当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これを「カスタマーハラスメント行為」として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。





- 2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定されません。
- (1) 身体的な攻撃(暴行、傷害など)や、精神的な攻撃(脅迫、暴言、中傷など)に該当する行為
- (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求 (障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を超える要求を含む)
- (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
- (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為(長時間の電話や拘束も含む)
- (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
- (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補償の要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む)
- (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
- (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為(従業員の氏名 やプライバシーを侵害する行為も含む)
- (9) 特定の従業員への付きまといや監視行為
- 3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償を請求することができます。

(施設利用における免責事項)

- 第 20 条 当ホテル内のプール、ジム、スパ、その他の付帯施設(以下「施設」)の利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任でご利用いただくものとし、利用者が施設内で負傷・事故等を被った場合、当ホテルはその責任を負いません。ただし、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除きます。
- 2. 施設内での利用者同士のトラブルや、利用者の不注意による事故についても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。安全にご利用いただけるよう、各施設のルールや注意事項を遵守してください。
- 3. 当ホテルは、施設の使用にあたり、利用者の健康状態や体力に対する考慮を負う義務を負いません。ご自身の体調に合わせて、安全に無理のない範囲でご利用ください。
- 4. 施設の設備破損、汚損、故障等によって利用が制限される場合がありますが、その際の代替提供や損害賠償はいたしかねますのでご了承ください。

(インターネット環境利用における免責事項)

第 21 条 当ホテルが提供するインターネット接続サービス(Wi-Fi、ホテル備え付けのスマートテレビの利用を含む、以下「インターネットサービス」)は、宿泊者の便宜を目的とするものであり、その接続の安定性や通信速度、セキュリティについて保証するものではありません。





- 2. 宿泊者がインターネットサービスの利用中に発生したウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい、通信の中断や速度低下等の問題について、当ホテルは一切の責任を負いません。
- 3. 宿泊者がインターネットサービスを利用するにあたり、第三者への迷惑行為や違法行為、公序良俗に反する行為、不正アクセス等を行った場合、当ホテルはインターネットサービスの利用を制限または停止する権利を有します。また、これらの行為によって当ホテルや第三者が損害を被った場合、当該宿泊者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- 4. 当ホテルは、インターネットサービスの利用に際し、宿泊者が必要とするソフトウェアやハードウェア、セキュリティ対策についてのサポートは行いません。宿泊者ご自身の責任において、安全な環境でご利用ください。

(感染症対策への協力について)

第 22 条 当ホテルでは、宿泊客および従業員の健康と安全を守るため、感染症の予防および拡散防止に必要な措置を講じております。宿泊客には、以下の感染症対策へのご協力をお願いしております。

- 2. 当ホテルは、必要に応じて以下の対策を実施し、宿泊者に協力を求める権利を有します。
- (1) 手指消毒、マスクの着用、検温、健康状態の確認
- (2) 共有スペースにおける密集回避やソーシャルディスタンスの確保
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合は、速やかにホテルスタッフへ申し出ていただくこと
- (4) 必要に応じて、他の宿泊者や従業員への感染防止のために、隔離措置や医療機関への受診をお願いする場合があります
- 3. 宿泊者が前項の感染症対策にご協力いただけない場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去を求める権利を有します。また、当該行為により他の宿泊者や従業員に損害が生じた場合、その損害の賠償を請求する場合があります。

(管轄裁判所と準拠法)

第 23 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。





別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条1 項及び第12条1 項関係)

	内訳		一般消費稅		
		(1)基本料金(室料)			
	宿泊料金	(2)サービス料 (1)×10%	(1+2)×税率		
		(3)税金			
	飲食料飲	(4)飲食料又は追加飲食料			
 宿泊客が支払うべき額		(5)サービス料 (4)×10%	(4+5)×税率		
旧石谷が又払りへる銀		(6)税金			
		(7)電話・FAX			
	その他	(8)ランドリー料	(7)、(8)、(9)× 税率		
	その他	(9)その他宿泊に付随する料金	(7)、(0)、(9) ^ (玩樂		
		(10)税金			

備考

1.基本宿泊料金は料金表によります。税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。 2.税金は外税方式といたします。

別表第2取消料(第6条2項関係)

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前	60日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%			
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%	
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	20%	10%
200名~	100%	100%	80%	80%	50%	30%	20%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

備考

備考

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。

- ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
- 連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。
- 200名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。

< 2025 年 2 月 28 日以前のご予約に適用>

取消日	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前
予約人数	15/0	==	87 🗀	7 🗆 🖽	14口的	21口削	20日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%		
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

- ■各宿泊契約・宿泊プランにキャンセルについての記載がある場合には、その記載内容が優先されます。
- ■100名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。





付則

第 1 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。

第 2 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日、宿泊約款第 2 条 1.-2、第 3 条 1.-2、同条 1.-3、第 5 条 (3) -2、同条(10)、第 7 条 1 項 (1) -2、同条同項(9)、同条同項(10)、第 15 条 1.-2、同条 2.-2、第 18 条 1.-2、第 19 条を各新設し、第 3 条 1 項、同条 2 項、第 6 条 2 項、第 7 条 2 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条 3 項、第 14 条 2 項及び第 17 条の各一部を改正し、同日施行する。

第 3条 当ホテルは、令和 5 年 10 月 1 日、宿泊約款第 18 条(宿泊客の責任) 1-2 を新設し、同日施行する。

第 4 条 当ホテルは、令和 7 年 3 月 1 日、宿泊約款第 19 条 (カスタマーハラスメント行為について)、第 20 条 (施設利用における免責事項)、第 21 条 (インターネット環境利用における免責事項)、第 22 条 (感染症対策への協力について)を各新設し、別表第 2 取消料を改正し、同日施行する。

〈ホテル シギラミラージュ「ベイサイド/プールヴィラプレミア」以上〉





宿泊約款

ホテル シギラミラージュ

「ビーチフロント」(運営会社:株式会社ユニマット南西不動産)

(適用範囲)

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 2. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。 1.-2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該料金に基づいた宿泊契約の申し込みに対して、当該料金が誤りであることを当ホテルが認識せずに承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消しさせていただきます。この場合、申込者に対して、速やかにその旨の通知を差し上げます。

- 1.-3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
- 2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)





の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室より客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。





(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は、別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするお それがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1) -2 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル 内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (9) 宿泊契約成立後に第5条(10)に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条1.-2に該当し、当ホテルからの通知に対し、直ちに応じなかったとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、取消料としてお支払いいただきます。





(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30% (午後 2 時まで)
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50% (午後5時まで)
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100% (午後5時以降)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。





3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の全額を申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害 を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を 求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失 がある場合を除き、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

1.-2 当ホテルは、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできません。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

- 2.-2 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)





(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるのとします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

1.-2 ホテル客室内及びベランダにおいて喫煙(電子タバコ、加熱式タバコを含む)された現場を目撃、もしくは喫煙された痕跡が発見された場合、当ホテルは当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金 5 万 5 千円及び禁煙客室としての販売が不可能であった期間における料金を、請求させていただきます。

1.-3 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に享受するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(カスタマーハラスメント行為について)

第 19 条 当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これを「カスタマーハラスメント行為」として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。





- 2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定されません。
- (1) 身体的な攻撃(暴行、傷害など)や、精神的な攻撃(脅迫、暴言、中傷など)に該当する行為
- (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求 (障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を超える要求を含む)
- (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
- (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為(長時間の電話や拘束も含む)
- (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
- (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補償の要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む)
- (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
- (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為(従業員の氏名 やプライバシーを侵害する行為も含む)
- (9) 特定の従業員への付きまといや監視行為
- 3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償を請求することができます。

(施設利用における免責事項)

- 第 20 条 当ホテル内のプール、ジム、スパ、その他の付帯施設(以下「施設」)の利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任でご利用いただくものとし、利用者が施設内で負傷・事故等を被った場合、当ホテルはその責任を負いません。ただし、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除きます。
- 2. 施設内での利用者同士のトラブルや、利用者の不注意による事故についても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。安全にご利用いただけるよう、各施設のルールや注意事項を遵守してください。
- 3. 当ホテルは、施設の使用にあたり、利用者の健康状態や体力に対する考慮を負う義務を負いません。ご自身の体調に合わせて、安全に無理のない範囲でご利用ください。
- 4. 施設の設備破損、汚損、故障等によって利用が制限される場合がありますが、その際の代替提供や損害賠償はいたしかねますのでご了承ください。

(インターネット環境利用における免責事項)

第 21 条 当ホテルが提供するインターネット接続サービス(Wi-Fi、ホテル備え付けのスマートテレビの利用を含む、以下「インターネットサービス」)は、宿泊者の便宜を目的とするものであり、その接続の安定性や通信速度、セキュリティについて保証するものではありません。





- 2. 宿泊者がインターネットサービスの利用中に発生したウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい、通信の中断や速度低下等の問題について、当ホテルは一切の責任を負いません。
- 3. 宿泊者がインターネットサービスを利用するにあたり、第三者への迷惑行為や違法行為、公序良俗に反する行為、不正アクセス等を行った場合、当ホテルはインターネットサービスの利用を制限または停止する権利を有します。また、これらの行為によって当ホテルや第三者が損害を被った場合、当該宿泊者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- 4. 当ホテルは、インターネットサービスの利用に際し、宿泊者が必要とするソフトウェアやハードウェア、セキュリティ対策についてのサポートは行いません。宿泊者ご自身の責任において、安全な環境でご利用ください。

(感染症対策への協力について)

第 22 条 当ホテルでは、宿泊客および従業員の健康と安全を守るため、感染症の予防および拡散防止に必要な措置を講じております。宿泊客には、以下の感染症対策へのご協力をお願いしております。

- 2. 当ホテルは、必要に応じて以下の対策を実施し、宿泊者に協力を求める権利を有します。
- (1) 手指消毒、マスクの着用、検温、健康状態の確認
- (2) 共有スペースにおける密集回避やソーシャルディスタンスの確保
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合は、速やかにホテルスタッフへ申し出ていただくこと
- (4) 必要に応じて、他の宿泊者や従業員への感染防止のために、隔離措置や医療機関への受診をお願いする場合があります
- 3. 宿泊者が前項の感染症対策にご協力いただけない場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去を求める権利を有します。また、当該行為により他の宿泊者や従業員に損害が生じた場合、その損害の賠償を請求する場合があります。

(管轄裁判所と準拠法)

第 23 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。





別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条1 項及び第12条1 項関係)

	内訳		一般消費稅		
		(1)基本料金(室料)			
	宿泊料金	(2)サービス料 (1)×10%	(1+2)×税率		
		(3)税金			
	飲食料飲	(4)飲食料又は追加飲食料			
宿泊客が支払うべき額		(5)サービス料 (4)×10%	(4+5)×税率		
旧川台が又払うべる領		(6)税金			
	その他	(7)電話・FAX			
		(8)ランドリー料	- (7)、(8)、(9)×税率		
		(9)その他宿泊に付随する料金	(7)、(0)、(9) ^ (元平		
		(10)税金			

備考

1.基本宿泊料金は料金表によります。税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。 2.税金は外税方式といたします。

別表第2取消料(第6条2項関係)

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前	60日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%			
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%	
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	20%	10%
200名~	100%	100%	80%	80%	50%	30%	20%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

備考

備考

- 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。
- ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
- 連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。
- 200名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。

< 2025 年 2 月 28 日以前のご予約に適用>

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%		
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は 取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

■各宿泊契約・宿泊プランにキャンセルについての記載がある場合には、その記載内容が優先されます。

■100名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。





付則

料を改正し、同日施行する。

第 1 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテルの宿泊約款と定め、令和 6 年 2 月 1 日施行する。

第 2 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日、宿泊約款第 2 条 1.-2、第 3 条 1.-2、同条 1.-3、第 5 条 (3) -2、同条(10)、第 7 条 1 項 (1) -2、同条同項(9)、同条同項(10)、第 15 条 1.-2、同条 2.-2、第 18 条 1.-2、第 19 条を各新設し、第 3 条 1 項、同条 2 項、第 6 条 2 項、第 7 条 2 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条 3 項、第 14 条 2 項、第 17 条、第 18 条の各一部を改正し、令和 6 年 2 月 1 日施行する。

第 3 条 当ホテルは、令和 7 年 3 月 1 日、宿泊約款第 19 条 (カスタマーハラスメント行為について)、第 20 条 (施設利用における免責事項)、第 21 条 (インターネット環境利用における免責事項)、第 22 条 (感染症対策への協力について)を各新設し、別表第 2 取消

〈ホテル シギラミラージュ「ビーチフロント| 以上〉



Shigira Bayside Suite

宿泊約款

シギラベイサイドスイート アラマンダ

(運営会社:株式会社南西楽園リゾート)

(適用範囲)

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 2. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。 1.-2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該料金に基づいた宿泊契約の申し込みに対して、当該料金が誤りであることを当ホテルが認識せずに承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消しさせていただきます。この場合、申込者に対して、速やかにその旨の通知を差し上げます。

- 1.-3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
- 2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)



Shigira Bayside Suite

の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室より客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。



Shigira Bayside Suite

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は、別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするお それがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1) -2 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (9) 宿泊契約成立後に第5条(10) に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条1.-2に該当し、当ホテルからの通知に対し、直ちに応じなかったとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、取消料としてお支払いいただきます。



Shigira Bayside Suite

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただ きます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30% (午後 2 時まで)
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50% (午後5時まで)
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100% (午後5時以降)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

Shigira Bayside Suite

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の全額を申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害 を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を 求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失 がある場合を除き、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

1.-2 当ホテルは、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできません。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

- 2.-2 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

Shigira Bayside Suite

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるのとします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

1.-2 ホテル客室内及びベランダにおいて喫煙(電子タバコ、加熱式タバコを含む)された現場を目撃、もしくは喫煙された痕跡が発見された場合、当ホテルは当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金 5 万円及び禁煙客室としての販売が不可能であった期間における料金を、請求させていただきます。

1.-3 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に享受するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(カスタマーハラスメント行為について)

第 19 条 当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これを「カスタマーハラスメント行為」として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。

Shigira Bayside Suite

- 2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定されません。
- (1) 身体的な攻撃 (暴行、傷害など) や、精神的な攻撃 (脅迫、暴言、中傷など) に該当する行為
- (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求 (障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を超える要求を含む)
- (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
- (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為(長時間の電話や拘束も含む)
- (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
- (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補償の要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む)
- (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
- (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為(従業員の氏名 やプライバシーを侵害する行為も含む)
- (9) 特定の従業員への付きまといや監視行為
- 3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償を請求することができます。

(施設利用における免責事項)

- 第 20 条 当ホテル内のプール、ジム、スパ、その他の付帯施設(以下「施設」)の利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任でご利用いただくものとし、利用者が施設内で負傷・事故等を被った場合、当ホテルはその責任を負いません。ただし、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除きます。
- 2. 施設内での利用者同士のトラブルや、利用者の不注意による事故についても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。安全にご利用いただけるよう、各施設のルールや注意事項を遵守してください。
- 3. 当ホテルは、施設の使用にあたり、利用者の健康状態や体力に対する考慮を負う義務を負いません。ご自身の体調に合わせて、安全に無理のない範囲でご利用ください。
- 4. 施設の設備破損、汚損、故障等によって利用が制限される場合がありますが、その際の代替提供や損害賠償はいたしかねますのでご了承ください。

(インターネット環境利用における免責事項)

第 21 条 当ホテルが提供するインターネット接続サービス(Wi-Fi、ホテル備え付けのスマートテレビの利用を含む、以下「インターネットサービス」)は、宿泊者の便宜を目的とするものであり、その接続の安定性や通信速度、セキュリティについて保証するものではありません。

Shigira Bayside Suite

- 2. 宿泊者がインターネットサービスの利用中に発生したウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい、通信の中断や速度低下等の問題について、当ホテルは一切の責任を負いません。
- 3. 宿泊者がインターネットサービスを利用するにあたり、第三者への迷惑行為や違法行為、公序良俗に反する行為、不正アクセス等を行った場合、当ホテルはインターネットサービスの利用を制限または停止する権利を有します。また、これらの行為によって当ホテルや第三者が損害を被った場合、当該宿泊者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- 4. 当ホテルは、インターネットサービスの利用に際し、宿泊者が必要とするソフトウェアやハードウェア、セキュリティ対策についてのサポートは行いません。宿泊者ご自身の責任において、安全な環境でご利用ください。

(感染症対策への協力について)

第 22 条 当ホテルでは、宿泊客および従業員の健康と安全を守るため、感染症の予防および拡散防止に必要な措置を講じております。宿泊客には、以下の感染症対策へのご協力をお願いしております。

- 2. 当ホテルは、必要に応じて以下の対策を実施し、宿泊者に協力を求める権利を有します。
- (1) 手指消毒、マスクの着用、検温、健康状態の確認
- (2) 共有スペースにおける密集回避やソーシャルディスタンスの確保
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合は、速やかにホテルスタッフへ申し出ていただくこと
- (4) 必要に応じて、他の宿泊者や従業員への感染防止のために、隔離措置や医療機関への受診をお願いする場合があります
- 3. 宿泊者が前項の感染症対策にご協力いただけない場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去を求める権利を有します。また、当該行為により他の宿泊者や従業員に損害が生じた場合、その損害の賠償を請求する場合があります。

(管轄裁判所と準拠法)

第 23 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

Shigira Bayside Suite

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条1 項及び第12条1 項関係)

	内訳		一般消費稅
		(1)基本料金(室料)	
	宿泊料金	(2)サービス料 (1)×10%	(1+2)×税率
		(3)税金	
	飲食料飲	(4)飲食料又は追加飲食料	
宿泊客が支払うべき額		(5)サービス料 (4)×10%	(4+5)×税率
旧石谷が又払りへる銀		(6)税金	
		(7)電話・FAX	
	その他	(8)ランドリー料	(7)、(8)、(9)×税率
	- 2 0 万	(9)その他宿泊に付随する料金	(7)、(0)、(9) ^ (7)
		(10)税金	

備考

1.基本宿泊料金は料金表によります。税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。 2.税金は外税方式といたします。

別表第2取消料(第6条2項関係)

①シギラベイサイドスイート アラマンダ (プレミアハウス以外)

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前	60日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%			
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%	
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	20%	10%
200名~	100%	100%	80%	80%	50%	30%	20%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

備考

備考

- 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
- 連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。
- 200名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。

<2025年2月28日以前のご予約に適用>

-	取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前
	1~14名	100%	100%	50%	30%	20%		
Ī	15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%
Ī	100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は 取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

- ■各宿泊契約・宿泊プランにキャンセルについての記載がある場合には、その記載内容が優先されます。
- ■100名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。



Shiqira Bayside Suite

②シギラベイサイドスイート アラマンダ「プレミアハウス」

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	2日前	9日前	20日前	30日前
1~14名	100%	100%	100%	80%	50%	20%	
15名~	100%	100%	100%	100%	80%	50%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数| 取消規定>

備考

- 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。
 - ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
 - 連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。

<2025年2月28日以前のご予約に適用>

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	2 日前	9日前	20日前	30日前
1~14名	100%	100%	100%	80%	50%	20%	
15名~	100%	100%	100%	100%	80%	50%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は 取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

付則

備考

第 1 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約 款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。

第 2 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日、宿泊約款第 2 条 1.-2、第 3 条 1.-2、同条 1.-3、第 5 条(3)-2、同条(10)、第 7 条 1 項(1)-2、同条同項(9)、同条同項(10)、第 15 条 1.-2、同条 2.-2、第 18 条 1.-2、第 19 条を各新設し、第 3 条 1 項、同条 2 項、第 6 条 2 項、第 7 条 2 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条

3 項、第 14 条 2 項及び第 17 条の各一部を改正し、同日施行する。

第3条 当ホテルは、令和5年10月1日、宿泊約款第18条(宿泊客の責任)1-2を新設 し、同日施行する。

第 4 条 当ホテルは、令和7年3月1日、宿泊約款第 19 条(カスタマーハラスメント行 為について)、第20条(施設利用における免責事項)、第21条(インターネット環境利用



Shigira Bayside Suite

における免責事項)、第 22 条 (感染症対策への協力について)を各新設し、別表第 2 取消料を改正し、同日施行する。

〈シギラベイサイドスイート アラマンダ 以上〉

 $A\;L\;L\;A\;M\;A\;N\;D\;A$

Shigira Bayside Suite

宿泊約款

アラマンダ インギャーコーラルヴィレッジ (運営会社:株式会社南西楽園リゾート)

(適用範囲)

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出 ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 2. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。 1.-2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該料金に基づいた宿泊契約の申し込みに対して、当該料金が誤りであることを当ホテルが認識せずに承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消しさせていただきます。この場合、申込者に対して、速やかにその旨の通知を差し上げます。

- 1.-3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
- 2. 第 1 項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間) の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支

払いいただきます。

- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室より客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

(宿泊客の契約解除権)



第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1) -2 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (9) 宿泊契約成立後に第 5 条(10) に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第 2 条 1.-2 に該当し、当ホテルからの通知に対し、直ちに応じなかったとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、取消料としてお支払いいただきます。



(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30% (午後 2 時まで)
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50% (午後5時まで)
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100% (午後5時以降)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の全額を申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害 を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を 求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失 がある場合を除き、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

1.-2 当ホテルは、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできません。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

- 2.-2 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)



(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるのとします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

1.-2 ホテル客室内及びベランダにおいて喫煙(電子タバコ、加熱式タバコを含む)された現場を目撃、もしくは喫煙された痕跡が発見された場合、当ホテルは当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金 5 万円及び禁煙客室としての販売が不可能であった期間における料金を、請求させていただきます。

1.-3 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に享受するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(カスタマーハラスメント行為について)

第 19 条 当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これを「カスタマーハラスメント行為」として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。

- 2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定されません。
- (1) 身体的な攻撃(暴行、傷害など)や、精神的な攻撃(脅迫、暴言、中傷など)に該当する行為
- (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求 (障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を超える要求を含む)
- (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
- (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為(長時間の電話や拘束も含む)
- (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
- (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補償の要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む)
- (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
- (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為(従業員の氏名 やプライバシーを侵害する行為も含む)
- (9) 特定の従業員への付きまといや監視行為
- 3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償を請求することができます。

(施設利用における免責事項)

- 第 20 条 当ホテル内のプール、ジム、スパ、その他の付帯施設(以下「施設」)の利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任でご利用いただくものとし、利用者が施設内で負傷・事故等を被った場合、当ホテルはその責任を負いません。ただし、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除きます。
- 2. 施設内での利用者同士のトラブルや、利用者の不注意による事故についても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。安全にご利用いただけるよう、各施設のルールや注意事項を遵守してください。
- 3. 当ホテルは、施設の使用にあたり、利用者の健康状態や体力に対する考慮を負う義務を負いません。ご自身の体調に合わせて、安全に無理のない範囲でご利用ください。
- 4. 施設の設備破損、汚損、故障等によって利用が制限される場合がありますが、その際の代替提供や損害賠償はいたしかねますのでご了承ください。

(インターネット環境利用における免責事項)

第 21 条 当ホテルが提供するインターネット接続サービス(Wi-Fi、ホテル備え付けのスマートテレビの利用を含む、以下「インターネットサービス」)は、宿泊者の便宜を目的とするものであり、その接続の安定性や通信速度、セキュリティについて保証するものではありません。

- 2. 宿泊者がインターネットサービスの利用中に発生したウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい、通信の中断や速度低下等の問題について、当ホテルは一切の責任を負いません。
- 3. 宿泊者がインターネットサービスを利用するにあたり、第三者への迷惑行為や違法行為、公序良俗に反する行為、不正アクセス等を行った場合、当ホテルはインターネットサービスの利用を制限または停止する権利を有します。また、これらの行為によって当ホテルや第三者が損害を被った場合、当該宿泊者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- 4. 当ホテルは、インターネットサービスの利用に際し、宿泊者が必要とするソフトウェアやハードウェア、セキュリティ対策についてのサポートは行いません。宿泊者ご自身の責任において、安全な環境でご利用ください。

(感染症対策への協力について)

第 22 条 当ホテルでは、宿泊客および従業員の健康と安全を守るため、感染症の予防および拡散防止に必要な措置を講じております。宿泊客には、以下の感染症対策へのご協力をお願いしております。

- 2. 当ホテルは、必要に応じて以下の対策を実施し、宿泊者に協力を求める権利を有します。
- (1) 手指消毒、マスクの着用、検温、健康状態の確認
- (2) 共有スペースにおける密集回避やソーシャルディスタンスの確保
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合は、速やかにホテルスタッフへ申し出ていただくこと
- (4) 必要に応じて、他の宿泊者や従業員への感染防止のために、隔離措置や医療機関への受診をお願いする場合があります
- 3. 宿泊者が前項の感染症対策にご協力いただけない場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去を求める権利を有します。また、当該行為により他の宿泊者や従業員に損害が生じた場合、その損害の賠償を請求する場合があります。

(管轄裁判所と準拠法)

第 23 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条1 項及び第12条1 項関係)

	内訴		一般消費稅		
		(1)基本料金(室料)			
	宿泊料金	(2)サービス料 (1)×10%	(1+2)×税率		
		(3)税金			
	飲食料飲	(4)飲食料又は追加飲食料			
宿泊客が支払うべき額		(5)サービス料 (4)×10%	(4+5)×税率		
旧川谷が又仏が、さ飯		(6)税金			
		(7)電話・FAX			
	その他	(8)ランドリー料			
	その他	(9)その他宿泊に付随する料金	7 (7)、(0)、(9) ^ 忧卒		
		(10)税金			

備考

1.基本宿泊料金は料金表によります。税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。 2.税金は外税方式といたします。

別表第2取消料(第6条2項関係)

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前	60日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%			
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%	
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	20%	10%
200名~	100%	100%	80%	80%	50%	30%	20%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

備考

備考

- 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。
- ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
- ■連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。
- 200名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。

< 2025 年 2 月 28 日以前のご予約に適用>

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%		
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は 取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

- ■各宿泊契約・宿泊プランにキャンセルについての記載がある場合には、その記載内容が優先されます。
- ■100名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。



付則

第 1 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。

第 2 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日、宿泊約款第 2 条 1.-2、第 3 条 1.-2、同条 1.-3、第 5 条 (3) -2、同条(10)、第 7 条 1 項 (1) -2、同条同項(9)、同条同項(10)、第 15 条 1.-2、同条 2.-2、第 18 条 1.-2、第 19 条を各新設し、第 3 条 1 項、同条 2 項、第 6 条 2 項、第 7 条 2 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条 3 項、第 14 条 2 項及び第 17 条の各一部を改正し、同日施行する。

第3条 当ホテルは、令和5年10月1日、宿泊約款第18条(宿泊客の責任)1-2を新設し、同日施行する。

第 4 条 当ホテルは、令和 7 年 3 月 1 日、宿泊約款第 19 条 (カスタマーハラスメント行為について)、第 20 条 (施設利用における免責事項)、第 21 条 (インターネット環境利用における免責事項)、第 22 条 (感染症対策への協力について)を各新設し、別表第 2 取消料を改正し、同日施行する。

〈アラマンダ インギャーコーラルヴィレッジ 以上〉

ALLAMANDA IMGYA CORAL VILLAGE





宿泊約款

ホテルブリーズベイマリーナウェルネスヴィラ ブリッサ

(運営会社:株式会社南西楽園リゾート)

(適用範囲)

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 2. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。 1.-2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該料金に基づいた宿泊契約の申し込みに対して、当該料金が誤りであることを当ホテルが認識せずに承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消しさせていただきます。この場合、申込者に対して、速やかにその旨の通知を差し上げます。

1.-3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。







- 2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室より客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。







(10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。 (宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1) -2 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (9) 宿泊契約成立後に第 5 条(10) に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条1.-2に該当し、当ホテルからの通知に対し、直ちに応じなかったとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の







料金も、取消料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30% (午後 2 時まで)
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50% (午後5時まで)
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100% (午後5時以降)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、







フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の全額を申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害 を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を 求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失 がある場合を除き、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 1.-2 当ホテルは、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできません。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
- 2.-2 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、 CD ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)







(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるのとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

1.-2 ホテル客室内及びベランダにおいて喫煙(電子タバコ、加熱式タバコを含む)された現場を目撃、もしくは喫煙された痕跡が発見された場合、当ホテルは当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金 5 万円及び禁煙客室としての販売が不可能であった期間における料金を、請求させていただきます。

1.-3 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に享受するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(カスタマーハラスメント行為について)

第 19 条 当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これを「カスタマーハラスメント行為」として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の







解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。

- 2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定されません。
- (1) 身体的な攻撃(暴行、傷害など)や、精神的な攻撃(脅迫、暴言、中傷など)に該当する行為
- (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求 (障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を超える要求を含む)
- (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
- (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為(長時間の電話や拘束も含む)
- (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
- (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補償の要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む)
- (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
- (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為(従業員の氏名 やプライバシーを侵害する行為も含む)
- (9) 特定の従業員への付きまといや監視行為
- 3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償を請求することができます。

(施設利用における免責事項)

- 第 20 条 当ホテル内のプール、ジム、スパ、その他の付帯施設(以下「施設」)の利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任でご利用いただくものとし、利用者が施設内で負傷・事故等を被った場合、当ホテルはその責任を負いません。ただし、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除きます。
- 2. 施設内での利用者同士のトラブルや、利用者の不注意による事故についても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。安全にご利用いただけるよう、各施設のルールや注意事項を遵守してください。
- 3. 当ホテルは、施設の使用にあたり、利用者の健康状態や体力に対する考慮を負う義務を 負いません。ご自身の体調に合わせて、安全に無理のない範囲でご利用ください。
- 4. 施設の設備破損、汚損、故障等によって利用が制限される場合がありますが、その際の 代替提供や損害賠償はいたしかねますのでご了承ください。

(インターネット環境利用における免責事項)

第 21 条 当ホテルが提供するインターネット接続サービス(Wi-Fi、ホテル備え付けのスマートテレビの利用を含む、以下「インターネットサービス」)は、宿泊者の便宜を目的とするものであり、その接続の安定性や通信速度、セキュリティについて保証するものではあり







ません。

- 2. 宿泊者がインターネットサービスの利用中に発生したウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい、通信の中断や速度低下等の問題について、当ホテルは一切の責任を負いません。
- 3. 宿泊者がインターネットサービスを利用するにあたり、第三者への迷惑行為や違法行為、 公序良俗に反する行為、不正アクセス等を行った場合、当ホテルはインターネットサービス の利用を制限または停止する権利を有します。また、これらの行為によって当ホテルや第三 者が損害を被った場合、当該宿泊者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- 4. 当ホテルは、インターネットサービスの利用に際し、宿泊者が必要とするソフトウェアやハードウェア、セキュリティ対策についてのサポートは行いません。宿泊者ご自身の責任において、安全な環境でご利用ください。

(感染症対策への協力について)

第 22 条 当ホテルでは、宿泊客および従業員の健康と安全を守るため、感染症の予防および拡散防止に必要な措置を講じております。宿泊客には、以下の感染症対策へのご協力をお願いしております。

- 2. 当ホテルは、必要に応じて以下の対策を実施し、宿泊者に協力を求める権利を有します。
- (1) 手指消毒、マスクの着用、検温、健康状態の確認
- (2) 共有スペースにおける密集回避やソーシャルディスタンスの確保
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合は、速やかにホテルスタッフへ申し出ていただくこと
- (4) 必要に応じて、他の宿泊者や従業員への感染防止のために、隔離措置や医療機関への受診をお願いする場合があります
- 3. 宿泊者が前項の感染症対策にご協力いただけない場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去を求める権利を有します。また、当該行為により他の宿泊者や従業員に損害が生じた場合、その損害の賠償を請求する場合があります。

(管轄裁判所と準拠法)

第 23 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。







別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条1項及び第12条1項関係)

	内訳		一般消費稅
		(1)基本料金(室料)	
	宿泊料金	(2)サービス料 (1)×10%	(1+2)×税率
		(3)税金	
	飲食料飲	(4)飲食料又は追加飲食料	
宿泊客が支払うべき額		(5)サービス料 (4)×10%	(4+5)×税率
旧口谷が又払うべる銀		(6)税金	
		(7)電話・FAX	
	その他	(8)ランドリー料	(7)、(8)、(9)×税率
	- ,-	(9)その他宿泊に付随する料金	(7)、(0)、(9) ^ (元平
		(10)税金	

備考

1.基本宿泊料金は料金表によります。税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。 2.税金は外税方式といたします。

別表第2取消料(第6条2項関係)

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前	60日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%			
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%	
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	20%	10%
200名~	100%	100%	80%	80%	50%	30%	20%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

備考

備考

- 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。
- ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
- ■連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。
- 200名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。

<2025年2月28日以前のご予約に適用>

取消日	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前
予約人数	717/0	==	87 🗀	7 🗆 80	14口則	21 口 月 月	20日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%		
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は 取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

- ■各宿泊契約・宿泊プランにキャンセルについての記載がある場合には、その記載内容が優先されます。
- ■100名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。







付則

第 1 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。

第 2 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日、宿泊約款第 2 条 1.-2、第 3 条 1.-2、同条 1.-3、第 5 条 (3) -2、同条(10)、第 7 条 1 項 (1) -2、同条同項(9)、同条同項(10)、第 15 条 1.-2、同条 2.-2、第 18 条 1.-2、第 19 条を各新設し、第 3 条 1 項、同条 2 項、第 6 条 2 項、第 7 条 2 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条 3 項、第 14 条 2 項及び第 17 条の各一部を改正し、同日施行する。

第3条 当ホテルは、令和5年10月1日、宿泊約款第18条(宿泊客の責任)1-2を新設し、同日施行する。

第 4 条 当ホテルは、令和 7 年 3 月 1 日、宿泊約款第 19 条 (カスタマーハラスメント行為について)、第 20 条 (施設利用における免責事項)、第 21 条 (インターネット環境利用における免責事項)、第 22 条 (感染症対策への協力について)を各新設し、別表第 2 取消料を改正し、同日施行する。

〈ホテルブリーズベイマリーナ/ウェルネスヴィラ ブリッサ 以上〉









宿泊約款

ホットクロスポイント サンタモニカ ホテル シーブリーズコーラル

(運営会社:株式会社南西楽園リゾート)

(適用範囲)

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約 款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に 確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわ らず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出 ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した 宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとし ます。
- 2. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し 出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。 1.-2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿 泊料金をご案内し、当該料金に基づいた宿泊契約の申し込みに対して、当該料金が誤りであ ることを当ホテルが認識せずに承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に 比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定 |、「特別 |、「キャンペーン | 等の低 廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿 泊契約を取り消しさせていただきます。この場合、申込者に対して、速やかにその旨の通知 を差し上げます。

1.-3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認 の電話を差し上げることがあります。







- 2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間) の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支 払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充 当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけな い場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。 ただし、 申込金の支払期日を指定する に当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払 いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求 めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じた ものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室より客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反す る行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた 等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴 力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。







(10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定に より当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払 いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところに より、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条の特約に応じた場合にあっては、 その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務につい て、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ 到着予定時刻 が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、 その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするお それがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1) -2 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル 内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則 の禁止事項に従わないとき。
- (9) 宿泊契約成立後に第 5 条(10) に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条1.-2に該当し、当ホテルからの通知に対し、直ち に応じなかったとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6) 及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいた







だきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の 料金も、取消料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただ きます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に 代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示して いただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとしま す。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用するこ とができます。

- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じること があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 30% (午後 2 時まで)
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50% (午後5時まで)
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100% (午後5時以降)

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル(館)内に掲示した利用規則に従ってい ただきます。

(営業時間)

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の サービスディレクトリー等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合に は、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。







- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジ ットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、 フロントにおいて行っていただきます。
- 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しな かった場合においても、宿泊料金の全額を申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不 履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテル の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料 相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が 提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払い ません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害 を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を 求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失 がある場合を除き、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

1.-2 当ホテルは、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできませ

2 宿泊客が、 当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントに お預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が 生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及 び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除 き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

- 2.-2 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に 定める物品については、その責任を負いません。
- (1)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD







ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を 行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当 ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェック インする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れら れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をす るとともにその指示を求めるのとします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判 明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、 第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に 準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかか わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではあり ません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたと きは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホ テルに対し、その損害を賠償していただきます。

1.-2 ホテル客室内及びベランダにおいて喫煙 (電子タバコ、加熱式タバコを含む) された現 場を目撃、もしくは喫煙された痕跡が発見された場合、当ホテルは当該宿泊客に対し、該当 客室のクリーニング代金 5 万円及び禁煙客室としての販売が不可能であった期間における 料金を、請求させていただきます。

1.-3 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に享受するため、万が一宿泊契約の 内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにそ の旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(カスタマーハラスメント行為について)

第 19 条 当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これ を「カスタマーハラスメント行為 | として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊 しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項







の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由が あるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の 解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。

- 2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定 されません。
- (1) 身体的な攻撃(暴行、傷害など)や、精神的な攻撃(脅迫、暴言、中傷など)に該当す
- (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求 (障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を 超える要求を含む)
- (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
- (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為(長時間の電話や拘束も含む)
- (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
- (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補 償の要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む)
- (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
- (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為(従業員の氏名 やプライバシーを侵害する行為も含む)
- (9) 特定の従業員への付きまといや監視行為
- 3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償 を請求することができます。

(施設利用における免責事項)

第 20 条 当ホテル内のプール、ジム、スパ、その他の付帯施設(以下「施設」)の利用にあ たっては、宿泊者ご自身の責任でご利用いただくものとし、利用者が施設内で負傷・事故等 を被った場合、 当ホテルはその責任を負いません。 ただし、 当ホテルの故意または重大な過 失による場合を除きます。

- 2. 施設内での利用者同十のトラブルや、利用者の不注意による事故についても、当ホテル は一切の責任を負いかねます。安全にご利用いただけるよう、各施設のルールや注意事項を 遵守してください。
- 3. 当ホテルは、施設の使用にあたり、利用者の健康状態や体力に対する考慮を負う義務を 負いません。ご自身の体調に合わせて、安全に無理のない範囲でご利用ください。
- 4. 施設の設備破損、汚損、故障等によって利用が制限される場合がありますが、その際の 代替提供や損害賠償はいたしかねますのでご了承ください。

(インターネット環境利用における免責事項)

第 21 条 当ホテルが提供するインターネット接続サービス(Wi-Fi、ホテル備え付けのスマ







- ートテレビの利用を含む、以下「インターネットサービス」)は、宿泊者の便宜を目的とす るものであり、その接続の安定性や通信速度、セキュリティについて保証するものではあり ません。
- 2. 宿泊者がインターネットサービスの利用中に発生したウイルス感染、不正アクセス、情 報漏えい、通信の中断や速度低下等の問題について、当ホテルは一切の責任を負いません。
- 3. 宿泊者がインターネットサービスを利用するにあたり、第三者への迷惑行為や違法行為、 公序良俗に反する行為、不正アクセス等を行った場合、 当ホテルはインターネットサービス の利用を制限または停止する権利を有します。また、これらの行為によって当ホテルや第三 者が損害を被った場合、当該宿泊者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- 4. 当ホテルは、インターネットサービスの利用に際し、宿泊者が必要とするソフトウェア やハードウェア、セキュリティ対策についてのサポートは行いません。宿泊者ご自身の責任 において、安全な環境でご利用ください。

(感染症対策への協力について)

第 22 条 当ホテルでは、宿泊客および従業員の健康と安全を守るため、感染症の予防およ び拡散防止に必要な措置を講じております。宿泊客には、以下の感染症対策へのご協力をお 願いしております。

- 2. 当ホテルは、必要に応じて以下の対策を実施し、宿泊者に協力を求める権利を有します。
- (1) 手指消毒、マスクの着用、検温、健康状態の確認
- (2) 共有スペースにおける密集回避やソーシャルディスタンスの確保
- (3) 発熱や咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合は、速やかにホテルスタッフへ 申し出ていただくこと
- (4) 必要に応じて、他の宿泊者や従業員への感染防止のために、隔離措置や医療機関への受 診をお願いする場合があります
- 3. 宿泊者が前項の感染症対策にご協力いただけない場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退 去を求める権利を有します。また、当該行為により他の宿泊者や従業員に損害が生じた場合、 その損害の賠償を請求する場合があります。

(管轄裁判所と準拠法)

第 23 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホ テルの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判 所とします。







別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条1 項及び第12条1 項関係)

	内訳		一般消費稅		
		(1)基本料金(室料)			
	宿泊料金	(2)サービス料 (1)×10%	(1+2)×税率		
		(3)税金			
	飲食料飲	(4)飲食料又は追加飲食料			
宿泊客が支払うべき額		(5)サービス料 (4)×10%	(4+5)×税率		
旧口谷が又払うへき朗		(6)税金			
		(7)電話・FAX			
	その他	(8)ランドリー料	(7)、(8)、(9)× 税率		
	·	(9)その他宿泊に付随する料金	(7)、(0)、(9) ^ (元华		
		(10)税金			

備考

1.基本宿泊料金は料金表によります。税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。 2.税金は外税方式といたします。

別表第2取消料(第6条2項関係)

< 2025 年 3 月 1 日以降のご予約に適用 >

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前	60日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%			
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%	
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	20%	10%
200名~	100%	100%	80%	80%	50%	30%	20%	20%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。 <連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

備考

備考

- 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記取消料に基づく取消料がかかります。
- ■予約人数の一部キャンセルについては、キャンセルした人数分に対してのみ取消料を適用いたします。
- 連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。
- 200名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。

<2025年2月28日以前のご予約に適用>

取消日 予約人数	不泊	当日	前日	7日前	14日前	21日前	30日前
1~14名	100%	100%	50%	30%	20%		
15名~99名	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%
100名~	100%	100%	80%	50%	40%	30%	10%

<連泊予約における「全部」取消規定>

連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定>

連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわりなく、1日分の取消料がかかります。取消料の基準は 取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。

■一部人数減少における取消料規定

予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります。

■午後8時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱方

他のお客様に販売する場合があります。

■各宿泊契約・宿泊プランにキャンセルについての記載がある場合には、その記載内容が優先されます。

■100名以上の大型団体は、案件ごとに個別契約する場合がございます。







付則

第 1 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約 款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。

第 2 条 当ホテルは、令和 1 年 9 月 1 日、宿泊約款第 2 条 1.-2、第 3 条 1.-2、同条 1.-3、第 5 条 (3) -2、同条(10)、第 7 条 1 項 (1) -2、同条同項(9)、同条同項(10)、第 15 条 1.-2、同条 2.-2、第 18 条 1.-2、第 19 条を各新設し、第 3 条 1 項、同条 2 項、第 6 条 2 項、第 7 条 2 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条 3 項、第 14 条 2 項及び第 17 条の各一部を改正し、同日施行する。

第 3 条 当ホテルは、令和 5 年 10 月 1 日、宿泊約款第 18 条(宿泊客の責任)1-2 を新設 し、同日施行する。

第 4 条 当ホテルは、令和 7 年 3 月 1 日、宿泊約款第 19 条(カスタマーハラスメント行 為について)、第20条(施設利用における免責事項)、第21条(インターネット環境利用 における免責事項)、第22条(感染症対策への協力について)を各新設し、別表第2取消 料を改正し、同日施行する。

〈ホットクロスポイント サンタモニカ/ホテル シーブリーズコーラル 以上〉



